

協議事項第 1

ひたちなか市子ども・子育て関連規則について

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準（案）

本市の考え方：本市の実状に，国の基準と異なる内容を定める特別の事情や特性もないことから，全て国が示した基準どおりとする。

②家庭的保育事業等に関する基準（案）

本市の考え方：下記事項について独自基準を設ける。

他の事項については，本市の実状に，国の基準と異なる内容を定める特別の事情や特性もないことから，国が示した基準どおりとする。

【独自基準】

項 目		本市の基準（案）	国の基準
職員数 【従う】	小規模保育事業 C型	児童の安全・安心を確保するため，職員数が2名を下らないことを求める	0～2 歳児 児童 3 人：職員 1 人 ※補助者置く場合 5：2
	家庭的保育事業		
職員資格 【従う】	小規模保育事業 C型	保育の質を確保するため，家庭的保育者のうち，1人は保育士資格を有する者とする	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者） ※市長が行う研修を終了した保育士，保育士と同等以上の知識及び経験を有する者と市長が認めた者
	家庭的保育事業		
	居宅訪問型保育事業	保育の質を確保するため，家庭的保育者は保育士資格を有する者とする	家庭的保育者 ※市長が行う研修を終了した保育士，保育士と同等以上の知識及び経験を有する者と市長が認めた者
保育室等 【参酌】	事業所内保育事業（20人以上）	災害対策を県条例の基準に合わせる	他の施設と同様の基準
		乳児室とほふく室を一の施設で設ける場合には 3.3 m²/人（県条例に合わせる）	乳児室・ほふく室 0・1 歳児 3.3 m ² /人 2 歳児 1.98 m ² /人

③保育の必要性の事由に係る就労の下限時間（案）

本市の考え方：現行の就労の下限時間は一月当たり64時間であり，本市において，これ以上就労時間を短くする特別の事由もないことから，一月当たり64時間とする。